

長建協発第551号
平成26年2月27日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

建築物の解体等作業及び石綿等が吹き付けられた建築物等の業務における
石綿による労働者の健康障害防止対策の徹底について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、石綿による労働者の健康障害防止対策については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）等により対策の推進を図っていますが、石綿等が使用されている建築物の老朽化により、その解体等の工事は、今後も増加することが予想され、現在の技術的知見等も踏まえ、一層の石綿ばく露防止対策等の充実が求められております。厚生労働省においては、「建築物の解体等における石綿ばく露防止対策等技術的検討のための専門家会議」を設置し、建築物の解体等における石綿ばく露防止対策の充実等について検討を重ね、今般、報告書がまとめられたところであります。

今後、同報告書を踏まえ、関係法令の整備について検討を行い、必要な対策の見直しを行うこととされておりますが、同報告書において取り組むべき対策の方向性として提言のあった事項については、石綿による労働者の健康障害防止に資するものであることから、法令の整備等を待つことなく取り組みを進めるよう同省労働基準局安全衛生部長より別添のとおり通知がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。